内閣総理大臣秘書官　村松　一郎
同　岡本　全勝
同　浅川　雅嗣
同　室城　信之
同　山﨑　和之
同　柳瀬　唯夫

願に依り本官を免ずる（各通）（以上九月十六日）

○内閣総理大臣及び国務大臣退官

本月十六日内閣総理大臣に鳩山由紀夫が任命せられ、麻生内閣の内閣総理大臣麻生太郎及び国務大臣佐藤勉、同森英介、同中曽根弘文、同与謝野馨、同塩谷立、同舛添要一、同石破茂、同二階俊博、同金子一義、同斉藤鉄夫、同浜田靖一、同河村建夫、同林幹雄、同林芳正、同甘利明、同野田聖子、同小渕優子はそれぞれその地位を失った。

○副大臣退官

内閣府設置法第十三条第五項及び国家行政組織法第十六条第六項の規定により本月十六日内閣府副大臣谷本龍哉、同増原義剛、同宮澤洋一、総務副大臣石崎岳、同倉田雅年、法務副大臣佐藤剛男、外務副大臣伊藤信太郎、同石﨑聖子（橋本聖子）、財務副大臣石田真敏、同竹下亘、文部科学副大臣松野博一、同山内俊夫、厚生労働副大臣大村秀章、同渡辺孝男、農林水産副大臣石田祝稔、同近藤基彦、経済産業副大臣山本早苗（高市早苗）、同吉川貴盛、国土交通副大臣金子恭之、同加納時男、環境副大臣吉野正芳、防衛副大臣北村誠吾はそれぞれその地位を失った。

○大臣政務官退官

内閣府設置法第十四条第五項及び国家行政組織法第十七条第六項の規定により本月十六日内閣府大臣政務官宇野治、同岡本芳郎、同並木正芳、総務大臣政務官坂本哲志、同鈴木淳司、同中村博彦、法務大臣政務官早川忠孝、外務大臣政務官柴山昌彦、同西村康稔、同御法川信英、財務大臣政務官三ッ矢憲生、同末松信介、文部科学大臣政務官萩生田光一、同井之上智子（浮島とも子）、厚生労働大臣政務官金子善次郎、農林水産大臣政務官江藤拓、同野村哲郎、経済産業大臣政務官谷合正明、同松村祥史、国土交通大臣政務官谷口和史、同西銘恒三郎、同岡田直樹、環境大臣政務官古川禎久、防衛大臣政務官武田良太、同岸信夫はそれぞれその地位を失った。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）